

選考委員会における委員のコメント

川口市立県陽高等学校定時制の課程

「引用」 著作権を理解し主体的な学習を实践する

- アンケート調査を実施し、生徒の実態を把握してから実践していることは他校でも参考になる。
- 4時限にわたって実践しているのだが、それぞれの段階を経た学習活動の発展的な過程やつながり、生徒の反応が見えないのが残念である。添付資料の膨大なグラフよりも、例えば「引用」学習の具体例（学習者の学習歴の差を踏まえての）などを示してほしい。
- 「引用」を題材として著作権を扱い、商業高校らしい実践となった。意匠などの知的財産権と関連して扱うことで著作権制度に関するより深い理解につながれると考えられる。卒業年度における「経済活動と法」の科目で著作権制度を題材とすることもユニークな着想である。違法コピーと引用を法令に照らして解釈することは社会生活の上で役立つ実践的な学習といえるだろう。法に照らして正しいということ以前に、行為として正義であるかないかをいかに扱うかについて、やや課題があると感じられた。文化庁のWeb教材を効果的に活用している。
- 生徒へのアンケート調査結果が詳しく出されていて、生徒の実態がよく現れているのがよいが、アンケート調査結果を授業内でもっと活用できるとなおよかった。また、授業の様子がもう少しわかるような資料があるとよかった。
- 多様な生育歴、学習歴をもった生徒が混在する定時制課程の4年生という難しい実態を考慮してしっかりと指導計画が練られており、感銘を受けた。また、Web教材を活用して、教師が入れ替わっても毎年実践できるように考えている点もすばらしい。ただ、内容が著作権法そのものに重点がおかれている点が、やや気になった。
- せっかく生徒が興味を持っていると思われる内容のアンケートを実施したのだから、それらを有効に活用する指導が考えられてもよかったのではないかな。
- 昨年度の実例をもとにして、本年度は引用という難しい観点であるにもかかわらず、4学年であることから必要性のある事項ということから、トライしたことが良い。「経済活動と法」という授業で著作権について話し合うことはスムーズな流れだと思う。多様な生育歴や学習歴の中、「法の精神」や「民主主義の理念」、「責任と義務」などを根底に、「著作権に関する興味を生徒に持たせる」というねらいは、著作権教育の基本原則であることを改めて考えさせられる重要なポイントである。添付の資料も大変興味深かった。
- 情報モラルやトラブル回避の指導を継続的に実施している。著作権に関する興味から、

次のステップを期待したい。

- 生徒の実態をふまえ、スモールステップで丁寧に知的財産権について取り扱っているのは評価できる。子どもたちがどのように変容したのか、具体的な記述があると良かった。また、アンケート結果も、実施前と実施後の変容についての記述があると良かった。

以上